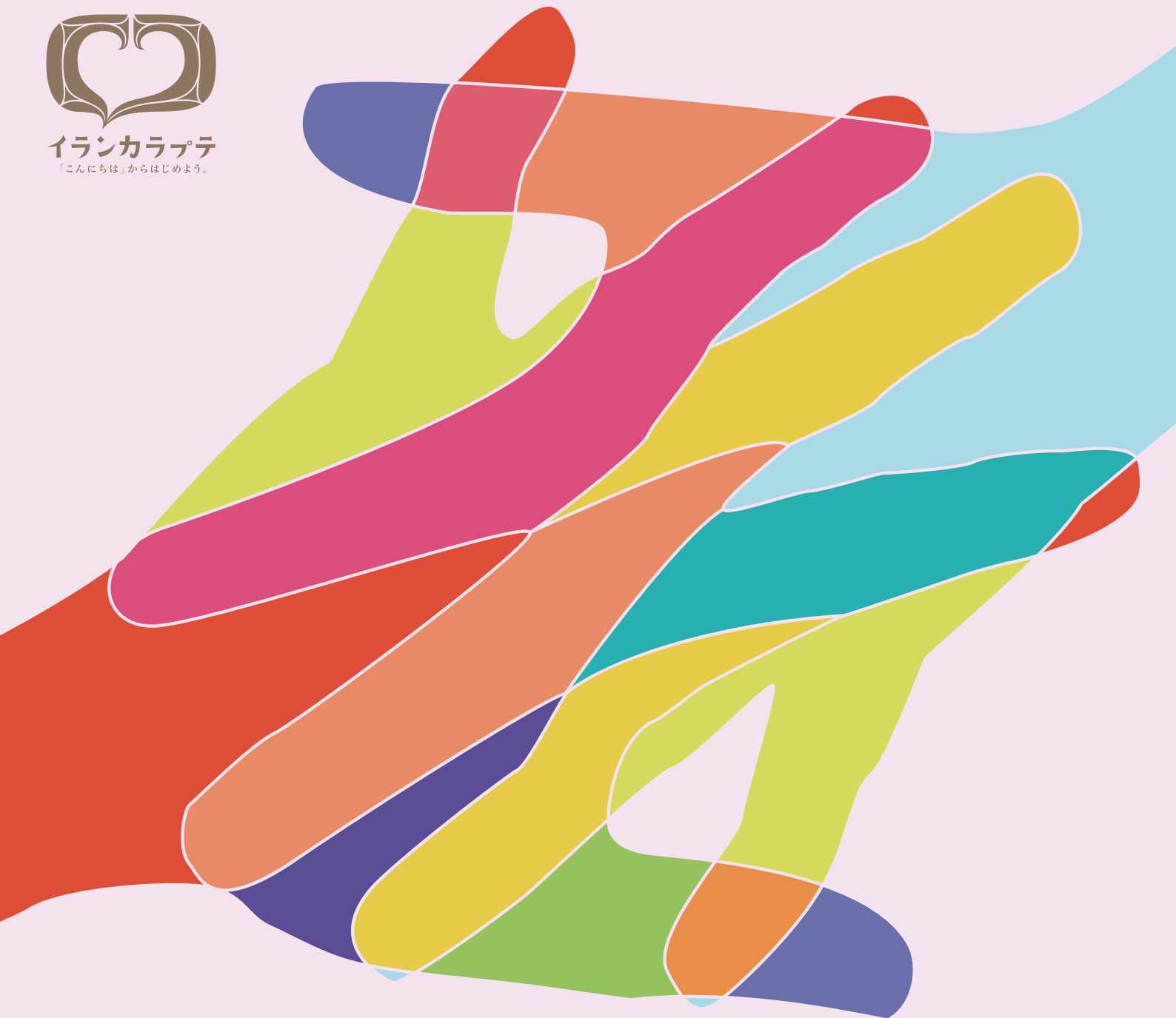


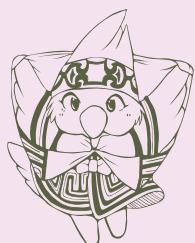


イランカラパテ  
「こんにちは」からはじめよう。



きょうされん

# 第40回全国大会 in 北海道



あたりまえに働き えらべる暮らしを  
～ともにあゆもう たしかな道を いま、北★の大地から～



2017年9月15日(金)・16日(土)

会場：札幌コンベンションセンター・札幌市産業振興センター  
参加申込締切：7月14日(金)

- 主催：きょうされん
- お問い合わせ：きょうされん第40回全国大会 in 北海道実行委員会事務局

〒065-0033 札幌市東区北33条東14丁目5-1 きょうされん北海道支部事務局内  
TEL:011-743-3009 FAX:011-731-0211



<http://kyosaren-hokkaido.jimdo.com/>



## 北★の大地から ぶれずに前進を

実行委員長 北村 典幸

きょうされんの全国大会を旭川市で開催してから21年ぶりに北★の大地・北海道で開催できることは、一言でいえば、まさに“感無量”であります。しかも、ようやく道都・札幌市で全国の仲間を迎えられることに、この間の北海道におけるきょうされんの組織的な発展を実感せずにはいられません。

ご存じのように、北海道は九州・四国・中国地方を併せるに匹敵する広大な大地で、しかも冬季はとても凍てつく厳しい自然環境のなかで、障害のある人びとが“あたりまえに働き えられるくらし”を実現するために、当事者と家族・関係者が必死の努力を重ねています。

もちろん、北海道における障害者運動やきょうされんの活動も、紆余曲折や多くの困難がありました。まだまだ克服できていない弱点がたくさんあることも事実です。

しかし、きょうされんの結成40周年を記念する大会を開催することは、計り知れない意味があるものと自負することができます。

一方で、社会保障全体をめぐる情勢はとても厳しく、昨年の社会福祉法改悪に続き、介護保険制度の改悪や「地域包括ケア」の美名のもとでの障害者福祉のさらなる後退が今大会直後に控えています。その後は、いわゆる「非営利ホールディングカンパニー（新型医療法人）」による社会福祉法人やNPO法人の吸収と解体が懸念され、やがては生存権を規定した憲法25条さえもが空文化される危機に直面していると言っても過言ではありません。

今大会では、全体を通してこうした状況から目を背けず、しっかりと情勢を共有し、運動の展望を見い出せるよう、各分科会での討議が期待されます。



さて、今大会の開催にあたり、まず大会スローガンを、きょうされんの結集軸（テーマ）である「あたりまえに働き えられるくらしを」としたのは、40周年という節目にあたり、あらためてわたしたちがめざす目標と理念を確認したいという思いからでした。

そして、サブスローガンの「ともにあゆもう たしかな道を いま、北★の大地から」としたのは、この北の大地・北海道から、これからも決してぶれずに、次の結成50周年に向かって、しっかりと団結して歩んでゆける大会にしたい、という願いからです。★は、北極星が、ぶれない結集軸として光り輝く星なので、スローガンをカバーする北海道らしいアクセント（遊び心）としてご理解ください。

今大会が、きょうされんの結成40周年記念の思い出として、参加者のみなさんにいつまでも記憶にとどめていただけるような、そして多くの感動を胸に残していただけるシーンをお届けできればと、実行委員会では早いうちから企画の準備をすすめてきました。

北海道はご存じのように、大人気の観光スポットや大自然が山ほどあり、食材の宝庫でもあります。大会期間中はまた、アサヒビール園での歓迎交流会だけではなく、札幌市内の中心街で大きなイベント「さっぽろオータムフェスト2017」が開催中ですので、北海道のグルメをたっぷり味わっていただけます。ひと足早い秋の北海道を満喫できること間違いなしですので、お早めにお申し込みください。たくさんの方のみなさんのご参加をお待ちしております。

### ●きょうされん第40回全国大会in北海道実行委員会

実行委員長／北村 典幸（社会福祉法人あかしあ労働福祉センター理事長）

副実行委員長／上野 武治（社会福祉法人さっぽろひかり福祉会理事長・北海道大学名誉教授）

細川久美子（NPO法人精神障害者を支援する会専務理事）

関谷 友子（きょうされん北海道支部長）



## いざ 北海道に！！

きょうされん理事長 西村 直

「あたりまえに働き えらべる暮らしを～ともにあゆもう たしかな道を いま、北★の大地から～」をスローガンに、きょうされん第40回全国大会in北海道が開催されます。

「ないならつくろう」。1970年頃から障害のある人たちの願いにこたえようと、地域をあげてのとりくみでスタートした共同作業所は、2003年頃には6,000力所を超えて全国各地に増え続けました。そして1977年、16力所の共同作業所が集まって結成された共同作業所全国連絡会（現：きょうされん）が、その推進に大きな役割を担ってきました。

結成以来40年が経過した今日、きょうされんは働く場だけではなくグループホームなどの居住の場や相談支援事業所など、生活全般を支える約1,900力所の多様な会員事業所を擁する団体へと発展してきました。障害の重い人も含めてその人らしく「地域で働き、地域でくらす」ことを支える事業の展開を軸に、ひろく市民の共感を得ること、不十分な障害福祉施策の見直しや充実をはかることなどに、少なくない影響を与えてきました。

しかしここに来て、わたしたちが地道に積み上げてきた「ともにくらす」地域づくりや、それを支える制度・しくみづくりの成果を根本から切り崩し、社会保障や社会福祉の解体につながるような危険な動きに、わたしたちは大きな不安を抱いています。生活保護のさらなる改悪、対象者をせばめ利用料をさらに増やす介護保険法の改正など、社会保障・社会福祉制度の大改悪が検討されています。

これらの動きは、国民の反対や不安の声を無視して強行採決した一昨年の安全保障関連法以降も、TPP承認、カジノ法、年金カット法案など多くの国民の反対の声を数の力で抹殺し、ごり押ししてきました。こうした民主主義を否定する動きは、その向こうにある憲法改正の動きと一体的に進められていることに、いっそうの危惧を抱かざるをえません。

さらに、自助・共助を前提にした自己責任を押しつけて、社会保障・社会福祉の分野にも競争と市場化を持ちこみ、いわゆる新自由主義の弊害と歪みで深刻な格差と貧困が生じています。このような社会構造の悪循環が、各地や各分野で噴出していています。昨年の神奈川県相模原市の障害者入所施設での残虐非道な殺傷事件も、これらの社会の動きと無関係とは思えないのです。

40周年の節目を迎えた今大会は、多くの関係者とともに歩んできた道のりの中で手にした成果を確かめ合うと同時に、経済効率優先の施策を福祉分野にも持ち込む流れに警鐘を鳴らし、福祉の市場化・商品化の流れを変えていく大会にしなくてはなりません。

いざ、北海道に集いましょう。「あたりまえに働き えらべる暮らしを～ともにあゆもう たしかな道を いま、北★の大地から～」、このスローガンに込めたわたしたちの思いを、北海道から各地に大きくひろげていきましょう。



たいかい たいかい かい さい い しゅ い しよ  
 大会スローガン・大会開催趣意書

はたら  
 あたりまえに働き えらべるくらしを

～ともにあゆもう たしかな道を いま、北★の大地から～

きょうされんは本年8月6日で、結成40周年を迎えます。

1977年、わずかに16カ所の共同作業所によって結成された、わたしたちきょうされん（旧称「共同作業所全国連絡会」略称：共作連）は、障害のある人の働く場などの日中活動の場をはじめ、グループホームなどの生活の場や、相談支援事業所、居宅支援事業所など、今や約1900カ所に及びさまざまな形態の会員事業所が結集する組織に発展してきました。また、組織を支える賛助会員も数万人を数え、会員のみなさんに届けられる「月刊きょうされんTOMO」は、わが国でも有数の機関誌として親しまれています。

きょうされん結成以来の40年のあゆみは、障害のある人びとの人間として働き、生きる尊厳を打ち立てるための、まさに闘いの歴史でもありました。大会スローガンの「あたりまえに働き えらべるくらしを」は、わたしたちきょうされんの組織的スローガンでもあり、あえて40周年記念大会のスローガンに掲げること、あらためて障害のある人びとの実態や願いを強く社会にアピールしたいと考えています。

わが国が障害者権利条約を批准して3年が経過し、そろそろ障害のある人びとが「条約を批准して良かった」と実感できるような、実質的な施策の前進が期待されているにもかかわらず、実態はむしろその逆で、ますます障害のある人が、障害のない人とわけへだてなく、「あたりまえに働き、えらべるくらし」から遠ざかってゆくような政策が打ち出されてきていることは、とても残念でなりません。

本大会では、そうした実態をさまざまな角度から浮き彫りにするとともに、法律や制度の課題を明らかにし、運動の展望を参加者みんなで共有したいと考えています。

また、きょうされん結成以来の40年のあゆみを参

加者みんなで確かめ合い、これからも決してぐれずに、次の結成50周年に向かって、しっかりと団結して歩んでゆける大会にしたいと考えています。



北海道での大会は21年ぶり2回目となります。21年前の北海道の状況といえば、障害児の高等部進学率が「全国でも最下位レベル」と言われたり、障害児者の入所施設がとて多く、「隔離の大地」「収容大陸」と揶揄されるほど、地域での「あたりまえのくらし」とは、まさにほど遠い状況がありました。

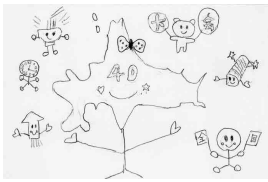
しかし、1996年に第19回全国大会を旭川市で開催し、その後北海道における共同作業所に対する補助金が拡充されるなど、広い北海道であるだけに、地域間の格差などさまざまな紆余曲折を経ながらも、徐々に障害者施策が前進してきました。また2010年には「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（略称：北海道障がい者条例）が施行されるなど、北海道はいま、全国的なかでも先駆的な自治体として生まれ変わりつつあるのです。その典型として、北海道内における入所施設とグループホームの定員総数が2016年度には逆転する見込みとなっています。紛れもなく、その背景には障害のある当事者と関係者の粘り強い運動があるのです。

厳しい情勢だからこそ、凍てつく冬の厳しい寒さにも耐え、施策の前進をかちとってきた「北★の大地・北海道」に集い、今こそ「反転攻勢」にできるために、大いに学び交流するときではないでしょうか。

きょうされん第40回全国大会in北海道に対するご理解とご協力を心より呼びかけるものです。

きょうされん第40回全国大会in北海道実行委員会





# たいかい 大会スケジュール

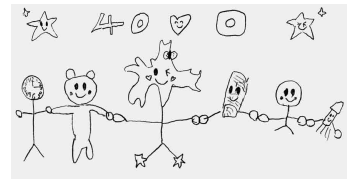


がつ 9月15日 (金) にち きん	
11:00	うけつけ 受付
12:00	オープニング 「ようこそ♪こんにちは (イランカラパテ) ! 時計台の街へ」 「つなげよう時計台の街から」大合唱 (札幌コンベンションセンター 大ホール)
12:10	ぶんか きかく 文化企画 アイヌ舞踊 「イランカラパテ」 「こんにちは」からはじめよう
12:40	かいがいぜんたいかい 開会全体会 かいがい 開会あいさつ
13:10	きちょうほうこく 基調報告
13:40	きゅう 休けい
13:50	きかく ステージ企画 「共同作業所づくり運動・50年ものがたり」
14:55	きゅう 休けい
15:10	ぶんか かい とくべつぶんか かい りようしゃ 分科会・特別分科会・利用者フォーラム (札幌コンベンションセンター・ 札幌市産業振興センター)
17:30	ぶんか かい とくべつぶんか かい りようしゃ 分科会・特別分科会・利用者フォーラム しゅうりょう 終了
18:30	かんげいこうりゅうかい 歓迎交流会 (アサヒビール園)
20:30	しゅうりょうよてい 終了予定

がつ 9月16日 (土) にち ど	
08:30	なかまの観光受付 (札幌コンベンションセンター) A ロマンチック小樽 B てっぱんスイーツと迫力ジャンプ台 C ひろびろ北海道と産直グルメ
09:30	ぶんか かい とくべつぶんか かい りようしゃ 分科会・特別分科会・利用者フォーラム (札幌コンベンションセンター・ 札幌市産業振興センター)
12:00	きゅう 休けい
13:00	へいがいぜんたいかい 閉会全体会 (札幌コンベンションセンター 大ホール) グッズデザインコンクール表彰式 大会アピール 第41回全国大会in京都への引継式
14:00	しゅうりょう 終了



# かい かい ぜん たい かい 開 会 全 体 会



## オープニング

「ようこそ♪ こんにちは(イランカラッテ)! 時計台の街へ」  
「つなげよう時計台の街から」大合唱

きょうされん40周年おめでとう! のよろこびを全国のみなとともに大合唱しましょう。

## ぶん か き かく 文化企画

アイヌ舞踊をごらんいただきます。一緒に踊り、伝統的文化をぜひ楽しんでください!

\* 「イランカラッテ」は、「こんにちは」、「あなたの心にそっとふれさせていただきます」という思いが込められたアイヌ語のあいさつです。

## ステージ企画

「共同作業所づくり運動・50年ものがたり」

うたと映像と語りでつづる共同作業所づくり50年ものがたりです。全国の仲間たちが、うた声を披露します。

作業所づくり運動は、半世紀におよびます。みなでこの50年をあらためて学び、思い出してみたいのです。苦しかったこと、楽しかったこと、ともに泣き、ともによろこびあった日のことを思い出してみたいのです。

仲間たちの「働きたい」というねがいが共同作業所のはじまりでした。愛知県ゆたか作業所が最初です。いろいろなねがいは、全国にどんどんひろがっていききました。闘いもありました。札幌では、精神障害のある人たちが、社会の偏見と闘う気持ちでテレビ出演をしました。阪神淡路大震災、東日本大震災が occurred。復興の中で希望もうまれました。障害者自立支援法と闘いました。希望の星、障害者権利条約がうまれました。

さあ、未来はここからはじまります。みなで心をつなげて、あたりまえに働きえらべるくらいができる社会をつくっていきましょう!

## たいかい 大会テーマソング

『つなげよう時計台の街から』

作詞：全道のきょうされんの仲間たち (裏表紙参照)

補作：板谷みきょう 作曲：板谷みきょう

全道のきょうされんの仲間たちが、全国から集まる仲間たちへの歓迎の思いを込めて、ちりばめた言葉のセンテンスを地元札幌でグループホームの職員をしながら、ミュージシャンとしても活動する板谷みきょうさんが一つの曲にまとめてくれました。手話とともにみんなで楽しく歌いましょう♪♪



## きょうされん結成40周年、憲法施行70年、 今だからこそ、大切にするもの

きょうされん専務理事 藤 井 克 徳



1977年8月6日にきょうされんが産声をあげてから、40年がたちました。たった16カ所の無認可作業所の集まりではじまりましたが、現在は、約1900の会員（事業所）、40支部に達しています。

この40年間、きょうされんは、全国の仲間と手をつなぎ、幅広い活動を展開してきました。特別支援学校（以前の養護学校）卒業後や、精神科病院退院後の、働く場や集いの場づくりの牽引役となってきました。また、作業所問題を解決するための運動を展開してきました。さらには、生きること負担を課した障害者自立支援法に対峙した訴訟を全国各地で支援してきました。訴訟を通して獲得した基本合意文書、これに基づく「骨格提言」は、わたしたちにとってのかけがえのない宝物です。

一方で、生活保護のさらなる切り下げ、介護保険制度の変質、我が事・丸ごと政策の強行等、財政抑制制一辺倒の人権軽視政策が目白押しです。混迷と不安が募る中、今こそわたしたちきょうされんの結集軸が大切になるのではないのでしょうか。それは、「あたりまえに働き えらべる暮らしを～障害者権利条約を地域のすみずみに～」です。この結集軸と、40年間培ってきた実践や経営、運動の成果を重ねながら、たくさんの方の確信を得ましょう。そして、明日への道しるべを見いだしましょう。

基調報告では、きょうされんのこれまでのあゆみと現在の課題を結びつけながら、最新の内外の情勢をわかりやすく解説します。憲法施行70年の今年、北の大地で、ともに学びあいましょう。

### かんげいこうりゅうかい 歓迎交流会

ようこそ、食の王国・北海道へ。なんといってもジンギスカン。北海道工場直送のアサヒビールも最高です！うたって、踊って、ジャズによさこい、賑やかにきょうされん結成40周年を祝って札幌の夜をみんなで大いに楽しみましょう！！

日 時：2017年9月15日（金） 18：30～20：30

場 所：アサヒビール園 はまなす館 1F・2F

参加費：6,500円

定 員：800名

\*先着順となりますので、お早めにお申し込みください。



## ❖ 分科会 ◆ 利用者フォーラム等一覧 ❖

きょうされん全国大会では、2014年から分科会のテーマを再整理し、高齢化や相談・支援、当事者参加等の視点を加えた10分科会と入門講座、現地企画で4年間、とりくんでまいりました。今年が最後の年、しめくりにふさわしいみなさんの熱い交流と切磋琢磨を期待しております。

申込番号	分科会・利用者フォーラム等名	テ ー マ
1	働く	障害のある人たちのディーセント・ワーク
2	暮らし・居住	地域社会で生活する平等の権利とは
3	相談・支援	枠をこえた相談・打って出る支援
4	地域・協同	障害者権利条約を地域のすみずみに
5	政策・運動	障害者権利条約批准をみんなのものにするために
6	国際交流	世界共通！？働き方、生き方
7	アートofライフ	表現活動の可能性
8	高齢期	ゆたかに老いる
9	意思決定とその支援	私たちぬきに私たちのことを決めないで
10	利用者交流分科会－①	きょうされんって何？
11	利用者交流分科会－②	あなたの夢やねがいをおしえて！
12	利用者交流分科会－③	何にお金を使ってる？
13	利用者交流分科会－④	世の中や世界を知ろう！
14	利用者交流分科会－⑤	こちらは人づきあい相談所
15	入門講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>●これまでの道 これからの夢</li> <li>●共同作業所づくり運動の現在・過去・未来</li> <li>●障害者権利条約と制度改革</li> </ul>
16	特別分科会Ⅰ（1日目のみ）	「生きたかった ～相模原障害者殺傷事件から1年の今を検証する～」
17	特別分科会Ⅱ（2日目のみ）	「憲法25条と障害のある人の生活保障」
18	特別分科会Ⅲ（2日目のみ）	「映画で感じる発達障害の豊かな世界」 ※全国障害者問題研究会北海道支部との共催企画
19	利用者フォーラム （1日目のみ）	北の大地でイランカラッテ！踊ろう！創ろう！ 19-(1)アイヌ古式舞踊・ムックリ演奏 19-(2)アイヌ文様刺繍 19-(3)アイヌ文様切り絵
20	利用者フォーラム （2日目のみ）	音楽を創ろう（ドラムサークル）

### なかまの観光

A	ロマンチック小樽
B	てっぱんスイーツと迫力ジャンプ台
C	ひろびろ北海道と産直グルメ





## ◇公開シンポジウム

# 「生きたかった

## ～相模原障害者殺傷事件から1年の今を検証する～」

2016年7月26日未明、19人が刺殺され27人が負傷した、神奈川県相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」で起きた殺傷事件。戦後最悪の凶悪事件であったにもかかわらず、公的には事件の真相や深層はいっこうに明らかにされていません。

ただ検討されているのは、再発防止策や精神科病院における入院制度のあり方など、本質的な解決とはほど遠い筋違いな机上の制度論ばかりで、事件の背景にある優生思想や、その土台を形成するこの国の政治風土には、抜本的なメスを入れようとはしていないのです。

また、被害者の氏名が未公表であることは、彼らの人生そのものが社会的に抹消されたともいえます。わが国は障害者権利条約を批准し、障害者差別解消法を制定していますが、こうした状況はわが国の社会にはびこる差別・偏見を示すものではないでしょうか。今回の匿名化(=公民としての存在の抹殺)の責任は、社会全体にあると考えられます。

このシンポジウムでは、さまざまな角度から、精神科医、法律家、障害のある当事者、そしてマスコミの立場から、率直な意見を交わします。

### ■シンポジスト (敬称略)

香山 リカ (精神科医)

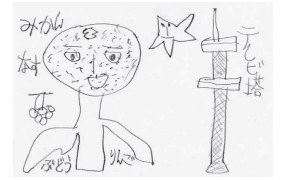
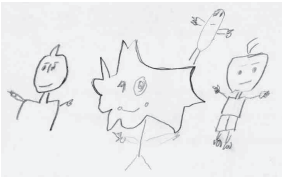
上野 武治 (社会福祉法人さっぽろひかり福社会理事長・北海道大学名誉教授)

井上 英夫 (金沢大学名誉教授・佛教大学客員教授)

ほか障害のある当事者をはじめ、マスコミや司法関係者を予定

### ■コーディネーター (敬称略)

藤井 克徳 (きょうされん専務理事・NPO法人日本障害者協議会代表)



申込番号 17

特別分科会Ⅱ(9月16日・土) [9:30~12:00]



## ◇公開シンポジウム

# 「憲法25条と障害のある人の生活保障」

2012年に成立した社会保障制度改革推進法のもとで、生活保護基準が毎年のように引き下げられ、これに抗して2015年10月、東京・日比谷で「10.28生活保護アクションin日比谷」(25条大集会)が開催されました。引き下げの取り消し等を求める訴訟は全国にひろがり、すでに800人が原告として立ち上がっています。

とくに障害のある当事者にとって、生活保護問題は深刻ですが、この問題に留まらず、生活保障全般をめぐる課題について意見を論じ合い、憲法25条(生存権)の価値についてもあらためて評価を述べ合います。

### ■シンポジスト(敬称略)

- 三浦 誠一(北海道生活と健康を守る連合会会長)
- 尾藤 廣喜(生活保護問題対策全国会議代表幹事・弁護士)
- 伊藤 勇人(NPO法人精神障害者を支援する会・原告)
- 奈良坂保子(身体障害のある当事者・原告)
- 赤松 英知(きょうされん常務理事)

### ■コーディネーター(敬称略)

- 井上 英夫(金沢大学名誉教授・佛教大学客員教授)

申込番号 18

特別分科会Ⅲ(9月16日・土) [9:30~12:00]



## ◇公開講座

全国障害者問題研究会北海道支部共催企画

# 「映画で感じる発達障害の豊かな世界」

近年、発達障害として括られる高機能自閉症、アスペルガー症候群、ADHD(注意欠陥多動性障害)、LD(学習障害)の傾向を有する人たちは、昔であれば「特定のことに熱中するちょっと変わった人」であり、「読み書きあるいは計算は苦手だけれど旺盛な生活力をもっている人」でした。これらの人たちの多くは、生きづらさを抱えています、その一方、豊かな世界と可能性を有しています。このことを映画の主人公をとおして感じ、学ぶ試みです。

参考文献：二通諭著『映画で学ぶ特別支援教育』(2011年) および『特別支援教育時代の光り輝く映画たち』(2015年)

### ■講師(敬称略)

- 二通 諭(札幌学院大学教授・全国障害者問題研究会北海道支部運営委員長)

申込番号 1

働く

障害のある人たちのディーセント・ワーク

きょうされんの運動と実践のなかできずいてきたディーセント・ワークを考える

障害のある人の働く場づくりが、きょうされんの原点であり、そのための制度づくりが、きょうされん運動の基本でした。その歴史を継承するために「働く」ことの制度づくりを進めてきた、歴史ある法人の方々から話を伺い、今後の方向性を参加者で共有していきます。

2日目はディーセント・ワークの意義や多面性を理解し、めまぐるしく変わる制度の中でのきょうされんらしいディーセント・ワークのあり方を考えます。

■コーディネーター

- ◆和田 庄司 (共働作業所にんじん舎/福島県)
- ◆北川 雄史 (いぶき/岐阜県)

■レポーター

- ◆増田 一世 (やどかりの里/埼玉県)
- ◆鈴木 清覚 (ゆたか福祉会/愛知県)
- ◆田中 秀樹 (麦の郷/和歌山県)

■シンポジスト

- ◆藤井 克徳 (きょうされん専務理事)
- ◆上野 武治 (北海道大学 名誉教授・精神保健指定医)

申込番号 2

暮らし・居住

地域社会で生活する平等の権利とは

自分らしい暮らしを発信し選ぶ

グループホーム利用者が10万人を超える中、各地域でさまざまな暮らし方や実践が行なわれています。地域の中であたりまえに暮らしたい。一人の人間として尊重、尊敬され身体的、精神的にも阻害されず、その人らしく生きることは人としての基本的な権利です。

今回は、障害のある人が、生活の主体者となって「自分らしい暮らしを発信し選ぶ」ことが可能になるには、どのような支援、環境、経験、連携が必要なのかを考え、深めていきます。

■コーディネーター

- ◆今治 信一郎 (ライフサポートゆたか/愛知県)
- ◆中 智顕 (ワークセンター小路/大阪府)

■アドバイザー

- ◆田中 智子 (佛敎大学 准教授)

■レポーター

- ◆山口 博之 (夢21福祉会/神奈川県)
- ◆貝塚 ひろし (夢21福祉会/神奈川県)
- ◆支援者…高橋 勝鑑 (いずみ野福祉会/大阪府)
- ◆家族…播本 裕子 (いずみ野福祉会/大阪府)

申込番号 3

相談・支援

枠をこえた相談・打って出る支援

当事者主体の相談・支援活動から学ぶ 障害のある当事者がおこなう相談・支援とは

障害のある人の願いや想いによりそうことは、当事者のよりよく生きたいという願いをしっかりと受け止め実践を進めていくこと。

今回は、当事者が中心となって、相談・支援を進め、運動そして、事業としても実践を展開している報告をもとに、当事者主体の相談・支援のあり方を深めます。また、各地の参加者同士の交流をもとに、「我が事・丸ごと」施策の対抗軸も考えていきます。

■コーディネーター

- ◆石本 悦二 (支援センターはる/大阪府)
- ◆窪原 麻希 (麦の郷 紀の川生活支援センター/和歌山県)

■レポーター

- ◆大堀 尚美 (地域活動支援センター・ポプラ/長野県)
- ◆宮岸 真澄 (地域活動支援センターすみれ第二相談/北海道)

申込番号 4

地域・協同

権利条約を地域のすみずみに

地域のなかで大切にしたい つながり きずな そして運動

共同作業所が誕生してから約半世紀。そして、きょうされん結成40年という節目を迎えました。障害のある人たちの労働とゆたかな生活の保障をめざしてとりくんできたわたしたちの実践と運営は、いつも地域を舞台にくりひろげられてきました。そして、多くの市民との協同で進んできたあゆみでした。

障害者権利条約の批准から3年。今回は、北日本と東日本の各地から活動報告をいただくとともに、権利条約を地域で実質化していくための課題について交流していきます。

■コーディネーター

- ◆山添 博史 (あみの福祉会/京都府)
- ◆大野 健志 (さくらんぼの会/愛知県)

■レポーター

- ◆佐藤 春光 (フロンティア/北海道)
- ◆澤田 修明 (一羊会/秋田県)
- ◆大島 宗宏 (川越いもの子作業所/埼玉県)

申込番号 5

政策・運動

障害者権利条約批准をみんなのものにするために

地域における共同の運動の原点を学び、これからの「地域共同」の運動を考える

「施行後3年の見直し」を経た改定障害者総合支援法、また2017年通常国会で審議される3割負担の導入を含めた「見直し案」の改定介護保険法、これらは2018年4月の同時施行です。そして政府は、2020年にさらなる法改正を予定しています。この改悪・激変の直前に、第40回全国大会を迎えます。

原点をふりかえり、世代や領域を越えた今日的な地域での「共同」の政策づくり・運動を交流します。国の政策動向を見極めつつ、障害者権利条約に相応しい地域社会をつくるために、わたしたちのめざすこれからの政策・運動のあり方を考えます。

■コーディネーター

- ◆雨田 信幸 (きょうされん大阪支部/大阪府)
- ◆篠原 憲一 (ゴー・スロー/熊本県)

■アドバイザー

- ◆小野 浩 (ウィズ町田/東京都)

■レポーター

- ◆鈴木 峯保 (きょうされん愛知支部/愛知県)
- ◆青木 一博 (よさのうみ福祉会/京都府)
- ◆山下 順子 (きょうされん熊本支部/熊本県)

**申込番号 6**

**国際交流**

世界共通！？働き方、生き方

権利条約を障害のある人の暮らしに活かしていくために

きょうされんでは、アジアの国々との「人材交流プログラム」などによる実質的な交流を大切にしてきました。  
今回は、アジアの2カ国（タイと香港を予定）からゲスト（プロジェクトリーダー、障害当事者などを予定）を招いて、各国の障害のある人たちのおかれた状況や、そのなかでの先進的な実践を学び、日本も含めた就労や暮らしなどの共通のテーマを深めあいます。

- コーディネーター
  - ◆上野 博（きょうされん国際交流アドバイザー）
  - ◆斎藤 なを子（鴻沼福祉会／埼玉県）
- アドバイザー
  - ◆松井 亮輔（法政大学 名誉教授）

**申込番号 7**

**アート of ライフ**

表現活動の可能性

すべては幸せを感じるため

40 回大会。この分科会の総まとめの大会と位置づけます。  
そこで会員の中でも先進的にアート活動にとりくんでいる事業所『埼玉県 工房集』、『滋賀県 やまなみ工房』の若手職員から、①「実践としてアート活動をどう進めていくか」というテーマでレポート発表し、そしてそれぞれの中堅職員に、では、②「それを社会にどう発信していくのか」について、各々のとりくみを報告していただきます。  
いま、あらためて「表現活動の可能性」について参加者と大いに共感、学んでいきたいと思っています。

- コーディネーター
  - ◆具谷 裕司（ハスの実の家／福井県）
  - ◆塩田 千恵子（アクティビティセンターひびき／大阪府）
- アドバイザー
  - ◆山下 完和（やまなみ工房 施設長／滋賀県）
- レポーター
  - ◆特別講師 中津川 浩章（美術家）
  - ◆小和田 直幸（工房 集／埼玉県）
  - ◆矢野 愛美（工房 集／埼玉県）
  - ◆上西 明日美（やまなみ工房／滋賀県）
  - ◆桐葉 朋子（やまなみ工房／滋賀県）

**申込番号 8**

**高齢期**

ゆたかに老いる

高齢期を迎えて豊かに生きる人の生きざまと、それを支える職員の専門性

過去3年間は高齢期を迎えた方々の特徴、日中活動、住まいの場についての現状とそれを支える職員の役割、専門性について議論を深めてきました。  
そして4年目、まとめとなる今回は、あらためて、高齢期を迎えいきいきと豊かに暮らしている方々の生の声から学び、その豊かさの内容や要素を学びあいたいと思います。また、高齢化による機能の後退や病気への対応なども含めて、高齢期を迎えた人びとを支える職員の役割・専門性などについても、当事者目線を堅持しつつ深めていきたいと思っています。

- コーディネーター
  - ◆木村 羊一（亀岡福祉会／京都府）
  - ◆安川 雄二（あけぼの福祉会／東京都）
- アドバイザー
  - ◆植田 章（佛教大学 教授）
- レポーター
  - ◆佐藤 さと子（ゆたか希望の家／愛知県）
  - ◆宮本 駿（あいほうぶ吹田／大阪府）
  - ◆末野 恵子  
（麦の芽福祉会虹のセンター・こかげの里／鹿児島県）
  - ◆当事者インタビュー

**申込番号 9**

**意思決定とその支援**

私たちぬきに私たちのことを決めないで

社会参加や自立生活が意思決定の力を育む

2010 年より始まった札幌市のパーソナルアシスタンス制度。利用者自らが介助者を決定し、報酬を支払うしくみについて報告いただき、制度を活用し自立生活を送る当事者の生の声にも耳を傾けます。  
また、社保審障害者部会で検討が進む「意思決定支援ガイドライン」の内容について学ぶとともに、ろう重複の障害のある人たちへの実践現場からのレポートをもとに、意思決定支援の基本的な考え方や方法、配慮すべき事項や課題について議論を深めます。

- コーディネーター
  - ◆後藤 強（ゆたか福祉会／愛知県）
  - ◆湯浅 俊二（第3川越いもの子作業所／埼玉県）
- アドバイザー
  - ◆柏倉 秀克（日本福祉大学社会福祉学部 教授）
- レポーター
  - ◆安岡 菊之進  
（NPO 法人自立生活センターさっぽろ PA サポートセンター  
アドバイザー／北海道）
  - ◆渡邊 貢  
（NPO 法人自立生活センターさっぽろ PA サポートセンター  
スタッフ／北海道）
  - ◆金田 友美（春里どんぐりの家／埼玉県）

**申込番号 10**

**利用者交流**

きょうされんって何？

「仲間が主人公」を考える

きょうされんが大切にしている「仲間が主人公」。みなさんは、どんな時に自分が大事にされていると感じますか？仕事をしているとき、仲間と話しあいをしているとき、家族と話しているとき、買い物や遊びに出かけるとき…。  
いろいろな場所・場面で主人公になっているか、とことん語りあいましょう。そして、障害がある人が主人公になれる社会を作るには、どのようなことが必要なのかをともに考えていきましょう。



もうしこみばんごう 11 利用者交流 あなたの夢やねがいをおしえて！

夢やねがいを確かなものに ～豊かな生活とは～

あなたの仕事について教えて！ 給料や生活費はどうしてる・・・あなたの楽しみを教えてください！趣味は何・・・  
あなたの生活を教えてください！一人暮らし？ホームで？家族と？夫婦での生活？  
「仕事」「趣味」「生活」を通して、嬉しいこと、悩みなどを語りあいましょう。その中で「大切なこと」「必要なこと」は何か・・・  
みんなで確かめあいましょう。

もうしこみばんごう 12 利用者交流 何にお金を使ってる？

“お金”で失敗しないためのコツ！一緒に考えよう♪

最近、ギャンブル依存やオレオレ詐欺など、お金に関するニュースが増えています。みなさんは失敗した体験はありませんか？日常にどんな危険が潜んでいるのか？どんなことに気が付いたら良いのか？話しあって学びあいましょう♪

もうしこみばんごう 13 利用者交流 世の中や世界を知ろう！

恋愛・結婚について知ろう！語りあおう！

仲間のレポートや体験談を中心に、恋愛・結婚について互いに学び深めていく分科会です。恋愛・結婚については、語りあう機会が、まだまだ少ないと思います。全国の仲間に、恋愛や結婚、生活など気になることを質問してみましょう。そして、自分自身の将来について考え、語りあいましょう。また、障害者権利条約を通して、障害のある人の恋愛や結婚の願いを支える世界共通の考え方を学びます。

もうしこみばんごう 14 利用者交流 こちらは人づきあい相談所

金銭問題、異性問題、誰かのウソで信頼関係が壊れた時、あなたならどうする？

あなたは身近な誰かと良い人間関係がきずけていますか？お金にまつわることで困ったことはありませんか？異性もしくは同性との出会いやつきあいの中で、心が傷ついたことはありませんか？日常の中の小さなウソで自分をごまかしたり、悲しい気持ちになったことはありませんか？  
信頼関係が壊れた時、あなたはどんな風に解決し、心の笑顔をとりもどしてきたのか。みんなで話しましょう。

申込番号 15 入門講座

- これまでの道 これからの夢 林 優子（あかしあ労働福祉センター／北海道）
- 障害者権利条約と制度改革 赤松 英知（きょうされん常務理事）
- 共同作業所づくり運動の現在・過去・未来 西村 直（きょうされん理事長）

もうしこみばんごう 19 利用者フォーラム 北の大地でイランカラフテ！踊ろう！創ろう！

アイヌの文化にふれてみよう！ 札幌ウポポ保存会 会長 藤岡 良子 他

19-(1) アイヌの伝統的文化である古式舞踊・唄・ムックリ演奏を体験してみてください。アイヌの着物を着て思い出の一枚を写真に納めよう！  
19-(2) 魔除けの文様として受け継がれてきたアイヌ文様の刺繍を体験してみよう！  
19-(3) ハサミを使ってアイヌ文様の切り絵を楽しもう！

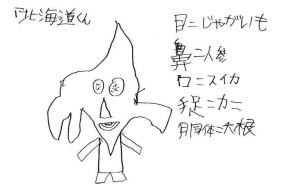
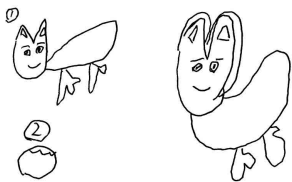
もうしこみばんごう 20 利用者フォーラム 音楽を創ろう（ドラムサークル）

いっしょに音楽を創ろう！楽しもう！ 札幌ドラムサークル 代表 米澤 倫子

楽器の経験のない方も打楽器は比較的簡単に音を出すことができ、簡単なリズムから始めどなたでも楽しめます。初めて会った人と心を開いて笑顔で楽しい時間を共有しあえます。  
手でたたいたり、ばちを使ってたたいたり、振ってみたり、こすったりして色々な楽器を手にとって楽しもう！

**募集** 利用者交流分科会でレポート報告してくれる人、大募集！  
利用者交流分科会で、自分のことや施設のことを紹介をしてみませんか？  
レポートは、文章の他、ビデオ、写真など工夫を凝らした報告、大歓迎です。  
興味のある人、報告してみたい人は、きょうされん全国事務局（Tel:03-5385-2223 Fax:03-5385-2299）まで。  
締切は7月21日（金）です。





# なかまの観光

ツアー催行日：9月16日(土)

※手帳をお持ちの方はご持参ください。いずれのコースも添乗員が同行いたします。ボランティアもお手伝いいたします。また、集合時間までに札幌コンベンションセンターへの到着が困難な方もお手伝いいたしますので、お申し込み時にお知らせください。

## A ロマンチック小樽

旅行代金：おひとり様 8,200円 (昼食代含む)

【募集人数】90人 (催行30人)

【集合時間】8:30~8:45 札幌コンベンションセンター内

札幌コンベンションセンター ⇒ 小樽運河(散策・昼食) ⇒  
出発9:00 10:00~13:00

⇒ 札幌コンベンションセンター  
到着14:00

### ☆コースの見どころ☆

歴史的建造物が多く風情に満ちた観光都市で、運河周辺の散策をお楽しみください。ソフトクリーム、かまぼこ、ガラス細工等、小樽で人気のお土産がたくさんあります。昼食は海鮮丼をお召し上がりいただきます。

## B てっぱんスイーツと迫力ジャンプ台

旅行代金：おひとり様 8,400円 (施設入場料、昼食代含む)

【募集人数】50人 (催行30人)

【集合時間】8:45~9:00 札幌コンベンションセンター内

札幌コンベンションセンター ⇒ 白い恋人パーク ⇒  
出発9:15 10:00~11:15

⇒ 大倉山ジャンプ場(見学・昼食) ⇒ 札幌コンベンションセンター  
11:45~13:30 到着14:00

### ☆コースの見どころ☆

北海道銘菓『白い恋人』の工場見学と札幌を一望できる大倉山のコースです。昭和47年冬季オリンピック札幌大会で競技場となった有名なジャンプ台を間近に見上げることができます。

## C ひろびろ北海道と産直グルメ

旅行代金：おひとり様 7,800円 (施設入場料、昼食代含む)

【募集人数】110人 (催行36人)

【集合時間】9:00~9:15 札幌コンベンションセンター内

札幌コンベンションセンター ⇒ 羊ヶ丘展望台 ⇒  
出発9:30 10:00~11:00

⇒ 中央卸売市場(昼食・ショッピング) ⇒ 札幌コンベンションセンター  
12:00~13:30 到着14:00

### ☆コースの見どころ☆

北海道に来たら、ぜひこの広さを感じてください。そんな広さに負けないクラーク博士の『少年よ大志を抱け』の力強いポーズ、一緒に写真を撮るのはいかがでしょうか。雄大な牧場で草をはむ羊とクラーク像が待っています。昼食は札幌の台所、中央卸売市場で二色丼をお召し上がりください。



さん か も う こ ほ う ほ う  
**参加申し込み方法①**

◇大会参加費

- 作業所・施設利用者 6,000円 (大会レポート報告集をご希望の方は7,500円)
- その他の参加者 12,000円 (大会レポート報告集代金1,500円は含まれています。)

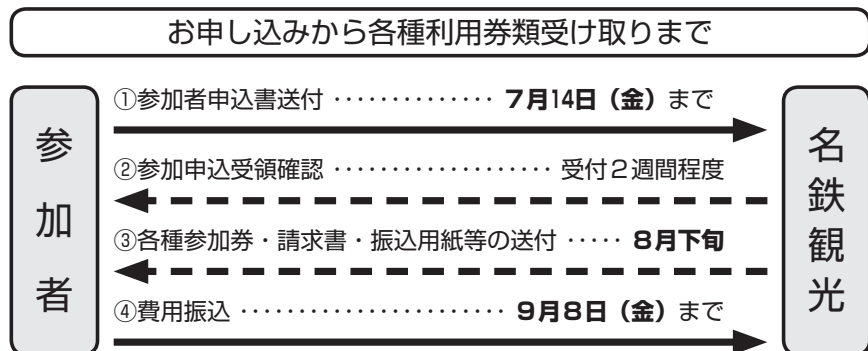
◇お申し込み方法

- 大会参加・交流会・観光・弁当・宿泊・交通のお申し込みは、名鉄観光サービス株式会社が承ります。下記、方法でお申し込みください。
- FAXでのお申し込み  
同封の参加申込書に必要事項を漏れなくご記入の上、名鉄観光までFAXしてください。  
なお、間違い防止の為、お電話での受付はいたしかねますのでご了承ください。
- お申し込み後、申込書を弊社が受け取りました日から2週間程度で受領確認(受付No.記載)をFAXにて送らせていただきます。2週間を経過しても受領確認が届かない場合は、弊社大会担当までご連絡ください。期日により、キャンセル料がかかりますのであらかじめご了承ください。
- 予約のご回答・ご請求・ご精算は申し込み代表者様にまとめて行ないます。  
※ご請求先が別々の場合は必ず申込書を分けてご記入ください。
- 航空券・JR券をお申し込み希望の方は「航空券・JR券申込書」にご記入の上、FAXでお申し込みください。なお、航空券のお申し込みは早期割引がございますので、お早めにお送りください。
- 国内旅行傷害保険をご希望の方は、保険案内のページをご確認の上、別紙「国内旅行傷害保険加入意思確認書」にご記入の上、FAXでお申し込みください。

**FAX送付先：名鉄観光サービス株式会社 札幌支店**  
**FAX：011-241-0154**

**申し込み締切日：2017年7月14日(金) 必着《期日厳守》**

◇お申し込みの流れ



〈備考〉

- ①変更・取消のご連絡につきましては、原本のコピーを訂正の上、必ずFAXにて名鉄観光サービス(株)札幌支店へご連絡ください。
- ②各種参加券・請求書・振込用紙等を一括して、8月下旬頃に発送いたします。お受け取りになられましたら各種参加券の内容を必ずご確認の上、大会当日は必ずご持参ください。
- ③大会参加費・宿泊費等の代金につきましては、同封の振込用紙にてお振込み願います。  
※なお、振込手数料はお申込者のご負担となりますので予めご了承ください。
- ④大会参加のみの方や、名鉄観光サービス(株)札幌支店以外で宿泊、交通、視察旅行などの手配をなさる方についても、大会参加申し込みに関しましては所定の申込用紙をご使用ください。



さん か も う こ ほ う ほ う  
**参加申し込み方法②**



**申込書記入・シャトルバス案内**

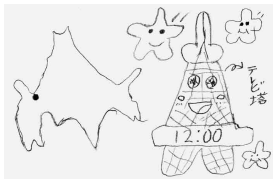
◇参加申込書の①～⑬の欄は下記参照の上、ご記入願います。

- ① 「一般」の方の参加区分については、下記の項目より該当の番号をご記入ください。
  - 1. 作業所・施設職員    2. 親・親族    3. 作業所・施設関係者    4. 教職員
  - 5. 医療関係者    6. 行政関係者    7. 学生    8. ボランティア    9. その他
- ② 障害種別については、下記の項目より該当の番号をご記入ください。（複数記入可）
  - 1. 知的    2. 精神    3. 上肢    4. 体幹    5. 下肢    6. 言語
  - 7. 平衡機能    8. 内部    9. 視覚    10. 聴覚    11. 難聴    12. てんかん
  - 13. 発達障害    14. 難病    15. その他
- ③ 車いす利用の方のみ、手動・電動 いずれかに○印をご記入ください。
- ④ 障害のある方への介助は、原則、各作業所・施設にてお願いいたします。  
 なお、現地サポートが必要な場合は、○印をご記入ください。  
 また、援助内容の詳細は別紙「サポート希望カード」にご記入の上、名鉄観光サービス(株)札幌支店（FAX：011-241-0154）まで送信してください。
- ⑤ 全体会・ご参加頂く分科会の点字資料・手話通訳が必要な方は、○印をご記入ください。
- ⑥ 希望する分科会・利用者フォーラム等の番号・なかまの観光ツアーのアルファベットを参照の上、第二希望までご記入ください。  
 それぞれ定員になり次第、締め切らせていただきます。  
 ※なお、9月16日（土）になかまの観光をご希望の方は、9月16日（土）の分科会・利用者フォーラムには参加できませんので、ご了承ください。
- ⑦ 大会専用有料シャトルバスをご希望の方は、該当箇所にご記入ください。定員になり次第、締め切らせていただきます。
- ⑧ 歓迎交流会（アサヒビール園）の参加をご希望の方は○印をご記入ください。定員になり次第、締め切らせていただきます。
- ⑨ 宿泊のご案内（p19）をご参照の上、第一希望・第二希望まで申込記号をご記入ください。  
 ※宿泊の手続きは受付順とさせていただきます。ご希望の際はお早めにお申し込みください。  
 （バリアフリールームをご希望の方は、備考欄にご記入ください。なお、追加費用がかかる場合がございます。）
- ⑩ ツインおよびトリプル部屋をご希望の方は、同室希望者の番号をご記入ください。
- ⑪ 弁当（昼食）は1,000円（税込、お茶付）です。ご希望の方は、に○印をご記入ください。  
 ※16日のなかまの観光をお申し込みの方は、昼食が含まれています。
- ⑫ その他ご希望のある場合は備考欄にご記入ください。（バリアフリールーム希望、禁煙・喫煙等）
- ⑬ 入金後に変更・取消があった場合の返金の振込先をご記入ください。  
 ※金融機関・支店名（カナ）・口座番号・口座名義人を必ずご記入ください。

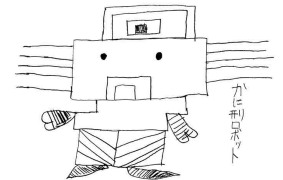
◇大会専用有料シャトルバスのご案内

●会場である札幌コンベンションセンターと新千歳空港を結ぶ【有料】シャトルバスを運行いたします。  
 事前予約制をとり下記の設定にて、集まり次第随時、運行いたします。

運行日	区 間 / 所 要 時 間	料 金
9月15日(金) ※大会当日	《往路》 新千歳空港 $\xrightarrow{\text{所要 約60分}}$ 全体会会場（札幌コンベンションセンター） 10：00～11：00の間、随時運行いたします。	お一人様 1,500円
9月16日(土) ※大会終了日	《復路》 全体会会場（札幌コンベンションセンター） $\xrightarrow{\text{所要 約60分}}$ 新千歳空港 大会終了に合わせ14：30～15：30の間、随時運行いたします。	お一人様 1,500円



さん か も う こ ほ う ほ う  
**参加申し込み方法③**



**参加費支払・キャンセル等**

◇費用お支払い方法

8月下旬に名鉄観光より申込書ごとに、請求書・参加券等各種書類を発送いたします。内容をご確認の上、請求書に基づき名鉄観光サービス(株)札幌支店口座（請求書記載の弊社指定口座）までお振込みください。  
 ※お振込手数料は参加者負担となりますのでご了承ください。

◇領収書について

領収書が必要な方は、参加申込書の領収書要・不要欄に○印をおつけください。  
 大会当日、名鉄観光ツアーデスク（会場内）にてお渡しいたします。

◇お申し込み後の変更・取消・追加について

間違い防止の為、お電話での変更・取消・追加は致しかねますのでご了承ください。

※申込書の右上にある「変更」「取消」「追加」のいずれか該当するものに○印をお付けいただき、FAXにてご連絡ください。その際、二重線で変更・取消箇所がわかるように加筆・修正をお願いいたします。

◇キャンセル料について

●大会参加費（大会レポート報告書代金を除く）

7月28日まで	7月29日～8月18日まで	8月19日～8月30日まで	8月31日～当日まで
無料	代金の20%	代金の30%	代金の100%

●大会参加費以外

取消の種別	取消期日					
	21日前まで	20～8日前	7～2日前	前日	当日	無連絡
歓迎交流会	無料	20%	30%	50%	100%	100%
宿泊	無料	20%	30%	40%	50%	100%
なかまの観光	無料	20%	30%	40%	50%	100%
国内旅行傷害保険	無料	無料	無料	100%	100%	100%
弁当 (昼食)	無料	無料	無料	100%	100%	100%

宿泊等の、参加お申し込み後の変更・取消をされる場合は、お早目のご連絡をお願い致します。尚、変更、取消の時期によっては、取消料が必要となりますので予めご了承ください。  
 （特に返金時の口座名は正確にご記入ください）



## さんかもう こ ほうほう 参加申し込み方法④



### ご旅行条件（要約）

#### ○募集型企画旅行

契約本大会の「宿泊・航空・視察旅行」は名鉄観光サービス(株)が旅行企画・実施するものであり、お申し込みいただくお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。詳しい旅行条件を説明した書面は26・27ページにございます。ご確認ください。

※契約の内容条件につきましては、お申し込み前に当社の店頭またはホームページでも確認いただけます。

名鉄観光サービスホームページ (<http://www.mwt.co.jp>) ⇒ TOP ページ右下部⇒  
各種約款・条件書等について⇒ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行の部）

#### ○個人情報の取扱いについて

名鉄観光サービス(株)は、申し込みの際ご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや、輸送宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供致します。また、大会主催事務局に提供いたします。それ以外の目的でご提供いただいた個人情報は利用致しません。

※当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

名鉄観光サービスホームページ (<http://www.mwt.co.jp>) ⇒ TOP ページ右下部⇒  
各種約款・条件書等について⇒セキュリティーの確保について

## 申込書送付先

旅行企画・実施

観光庁長官登録旅行業第55号

 一般社団法人  
**日本旅行業協会** 正会員

旅行企画・実施 **名鉄観光サービス株式会社 札幌支店**

**「きょうされん第40回全国大会 in 北海道」係**

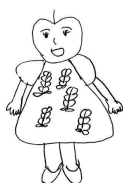
(担当：北崎・吉川・田中(佳))

〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西3丁目NREG北三条ビル1階

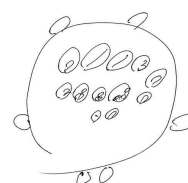
**TEL (011) 241-4986 FAX (011) 241-0154**

総合旅行業務取扱管理者：吉川 剛志 【営業時間】 平日9:00~17:00 土・日・祝日は休み





しゅくはく あんない  
**宿泊のご案内**



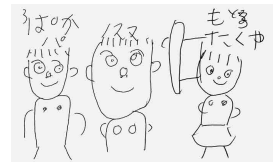
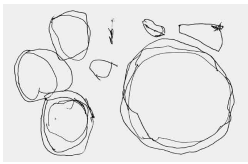
大会参加の宿泊・観光コースは名鉄観光サービス(株)札幌支店が実施する募集型企画旅行です。1泊朝食付税込のお一人様の料金です。

宿泊日9月14日(木)、9月15日(金)は各日とも同額ですが、9月16日(土)は休前日のため料金が変わる施設がございます。詳しくは下記一覧をご覧ください。バリアフリールームをご希望の場合は申込書の備考欄にご記入ください。その場合追加費用がかかる場合がございます。

段差の少ない部屋は完全なバリアフリーではございませんのでご了承ください。

禁煙・喫煙のご希望はリクエスト対応になります。備考欄にご希望をご記入ください。当日の状況によりご希望に添えない場合もございます。予めご了承ください。

地区	地図番号	ホテル名	部屋タイプ	申込記号	宿泊料金 1泊朝食付(ひとり)		車椅子 トイレ	バリアフリー ルーム	最寄駅
					【9/14・15】	【9/16】			
札幌 駅 周 辺	①	三井ガーデンホテル札幌	シングル	1 S	¥18,300	¥21,000	○	なし (段差少ない 部屋有り)	地下鉄 「札幌駅」 徒歩4分
			ツイン	1 T	¥15,100	¥17,800			
			トリプル	1 R	¥13,500	¥16,200			
	②	JRイン札幌駅南口	シングル	2 S	¥15,000	¥15,000	○	ツイン1室	地下鉄 「札幌駅」 徒歩7分
			ツイン	2 T	¥13,500	¥13,500			
	③	アパホテルTKP札幌駅前	シングル	3 S	¥11,800	¥14,500	×	なし	地下鉄 「札幌駅」 徒歩5分
	④	アパホテルTKP札幌駅北口 エクセレント	シングル	4 S	¥11,800	¥14,500	×	なし	地下鉄 「札幌駅」 徒歩7分
			ツイン	4 T	¥9,700	¥12,400			
	⑤	ホテルルートイン 札幌駅前北口	シングル	5 S	¥9,900	¥10,900	○	なし	地下鉄 「札幌駅」 徒歩5分
⑥	東横イン札幌駅北口	シングル	6 S	¥9,000	¥10,000	○	ツイン1室	地下鉄 「札幌駅」 徒歩5分	
		ツイン	6 T	¥7,500	¥8,500				
⑦	ホテル札幌ガーデンパレス	シングル	7 S	¥14,000	¥15,100	○	なし (段差少ない 部屋有り)	地下鉄 「札幌駅」 徒歩5分	
		ツイン	7 T	¥12,900	¥14,000				
		トリプル	7 R	¥12,900	¥14,000				
⑧	ホテル法華クラブ 札幌	ツイン	8 T	¥11,800	¥11,800	○	なし	地下鉄 「札幌駅」 徒歩5分	
⑨	リッチモンドホテル札幌駅前	シングル	9 S	¥14,200	¥14,200	○	なし (段差少ない 部屋有り)	地下鉄 「札幌駅」 徒歩7分	



地区	地図 番号	ホテル名	部屋 タイプ	申込 記号	宿泊料金 1泊朝食付(ひとり)		車椅子 トイレ	バリアフリー ルーム	最寄駅
					【9/14・15】	【9/16】			
大通 公園 周辺	⑩	札幌グランドホテル	シングル	10 S	¥28,000	¥28,000	×	なし	地下鉄 「大通駅」 徒歩5分
			ツイン	10 T	¥16,200	¥16,200			
			トリプル	10 R	¥15,600	¥15,600			
	⑪	札幌プリンスホテル	シングル	11 S	¥22,600	¥26,400	○	なし (段差少ない 部屋有)	地下鉄 「西11丁目駅」 徒歩1分
			ツイン	11 T	¥15,100	¥16,200			
	⑫	ホテルリソルトトリニティ札幌	シングル	12 S	¥18,300	¥20,500	○	なし (段差少ない 部屋有)	地下鉄 「大通駅」 徒歩1分
	⑬	東京ドームホテル札幌	シングル	13 S	¥16,200	¥18,300	○	ツイン1室	地下鉄 「大通駅」 徒歩5分
			ツイン	13 T	¥14,000	¥16,200			
			トリプル	13 R	¥12,900	¥15,100			
	⑭	ホテルレオパレス札幌	シングル	14 S	¥14,000	¥15,100	×	なし	地下鉄 「大通駅」 徒歩8分
			ツイン	14 T	¥10,800	¥11,900			
			トリプル	14 R	¥9,700	¥10,800			
	⑮	ユニゾイン札幌	シングル	15 S	¥13,700	¥16,600	○	なし	地下鉄 「大通駅」 徒歩4分
			ツイン	15 T	¥9,900	¥11,900			
	⑯	ホテルサンルートニュー札幌	シングル	16 S	¥13,500	¥13,500	○	ツイン1室	地下鉄 「大通駅」 徒歩5分
			ツイン	16 T	¥11,800	¥11,800			
			トリプル	16 R	¥10,800	¥10,800			
	⑰	アパホテル札幌	ツイン	17 T	¥12,900	¥12,900	×	なし	地下鉄 「大通駅」 徒歩5分
	⑱	札幌すみれホテル	シングル	18 S	¥12,300	¥12,300	×	なし	地下鉄 「大通駅」 徒歩3分
ツイン			18 T	¥11,300	¥11,300				
トリプル			18 R	¥10,800	¥10,800				
⑲	ラ・ジェント・ステイ 札幌大通	シングル	19 S	¥18,300	¥18,300	○	なし (段差少ない 部屋有)	地下鉄 「大通駅」 徒歩5分	
		ツイン	19 T	¥16,200	¥16,200				
		トリプル	19 R	¥15,100	¥15,100				
すすきの・中島公園周辺	⑳	札幌パークホテル	ツイン	20 T	¥16,200	¥16,200	○	なし (段差少ない 部屋有り)	地下鉄 「中島公園駅」 徒歩1分
	㉑	メルキュールホテル札幌	ツイン	21 T	¥15,100	¥16,200	○	なし (段差少ない 部屋有り)	地下鉄 「すすきの駅」 徒歩2分
			トリプル	21 R	¥13,500	¥14,600			
	㉒	イビスタイルズ札幌	シングル	22 S	¥19,400	¥19,400	○	なし (段差少ない 部屋有り)	地下鉄 「中島公園駅」 徒歩5分
			ツイン	22 T	¥14,000	¥14,000			
			トリプル	22 R	¥12,900	¥12,900			



地区	地図 番号	ホテル名	部屋 タイプ	申込 記号	宿泊料金 1泊朝食付(ひとり)		車椅子 トイレ	バリアフリー ルーム	最寄駅
					【9/14・15】	【9/16】			
すすきの・中島公園周辺	㉓	アパホテル札幌すすきの駅前	シングル	23 S	¥18,300	¥20,100	○	ツイン3室	地下鉄 「すすきの駅」 徒歩3分
			ツイン	23 T	¥11,900	¥16,200			
	㉔	札幌東急REIホテル	シングル	24 S	¥16,200	¥17,800	○	なし	地下鉄 「すすきの駅」 徒歩1分
			ツイン	24 T	¥11,800	¥14,500			
			トリプル	24 R	¥9,900	¥11,900			
	㉕	ホテルマイステイズ札幌 中島公園	シングル	25 S	¥16,000	¥21,700	×	なし	地下鉄 「幌平橋駅」 徒歩3分
			ツイン	25 T	¥9,900	¥12,700			
	㉖	ホテルロンシャンサッポロ	シングル	26 S	¥14,000	¥14,000	×	なし	地下鉄 「すすきの駅」 徒歩3分
	㉗	Tマークシティホテル札幌	ツイン	27 T	¥12,900	¥14,000	○	なし	地下鉄 「すすきの駅」 徒歩5分
	㉘	ベッセルイン札幌中島公園	シングル	28 S	¥11,700	¥16,500	○	なし (段差少ない 部屋有り)	地下鉄 「中島公園駅」 徒歩1分
ツイン			28 T	¥9,500	¥12,200				
トリプル			28 R	¥8,500	¥11,200				
川沿	アパホテル&リゾート札幌	シングル	29 S	¥11,800	¥11,800	×	なし	地下鉄 「真駒内駅」 バス10分	
		ツイン	29 T	¥9,700	¥9,700				
		トリプル	29 R	¥8,600	¥8,600				
新札幌	ホテルエミシア札幌	シングル	30 S	¥12,900	¥15,100	○	なし	地下鉄 「新さっぽろ駅」 徒歩1分	
		ツイン	30 T	¥15,900	¥18,900				
		トリプル	30 R	¥13,500	¥16,700				

しゅくはくしせつ  
**宿泊施設マップ**

ホテルリスト

札幌駅周辺エリア	
①	三井ガーデンホテル札幌
②	JRイン札幌駅南口
③	アパホテルTKP札幌駅前
④	アパホテルTKP札幌駅北口 エクセレント
⑤	ホテルルートイン 札幌駅北口
⑥	東横イン札幌駅北口
⑦	ホテル札幌ガーデンパレス
⑧	ホテル法華クラブ札幌
⑨	リッチモンドホテル札幌駅前
大通公園周辺エリア	
⑩	札幌グランドホテル
⑪	札幌プリンスホテル
⑫	ホテルリソルトトリニティ札幌
⑬	東京ドームホテル札幌
⑭	ホテルレオパレス札幌
⑮	ユニゾイン札幌
⑯	ホテルサンルートニュー札幌
⑰	アパホテル札幌
⑱	札幌すみれホテル
⑲	ラ・ジェント・ステイ札幌大通

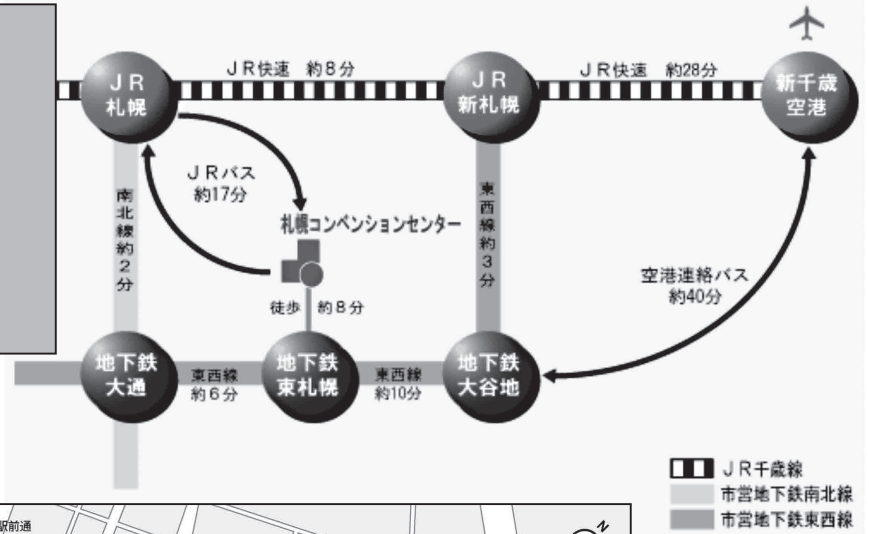
すすきの・中島公園周辺エリア	
⑳	札幌パークホテル
㉑	メルキュールホテル札幌
㉒	イビスタイルズ札幌
㉓	アパホテル札幌すすきの駅前
㉔	札幌東急REIホテル
㉕	ホテルマイステイズ札幌 中島公園
㉖	ホテルロンシャンサッポロ
㉗	Tマークシティホテル札幌
㉘	ベッセルイン札幌中島公園
川沿エリア	
㉙	アパホテル&リゾート札幌
新札幌エリア	
㉚	ホテルエミシア札幌



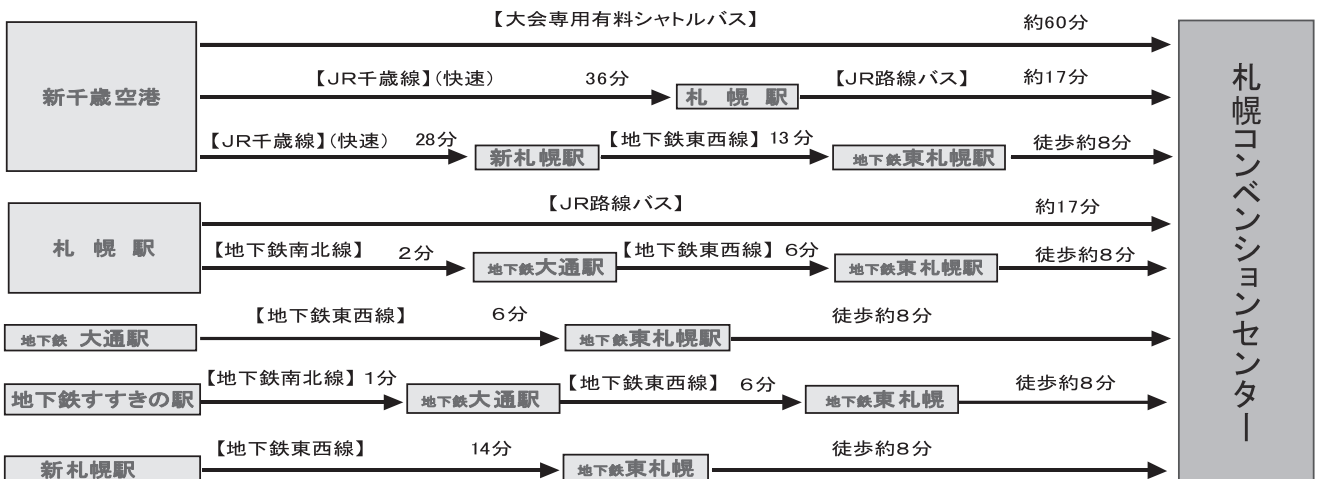
# ❖ 大会会場アクセス ❖

## ●公共交通機関ご利用の場合

**【大会会場】**  
**札幌コンベンションセンター**  
 〒003-0006  
 札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1  
 TEL:011-817-1010  
 FAX:011-820-4300



## ●主要駅から会場までのアクセス





こくないりょこうしょうがいほけん あんない  
**国内旅行傷害保険のご案内**

きょうさん 第40回全国大会 in 北海道

名鉄観光の“たび”保険で大きな安心、快適旅行！

2014年4月改定版  
 個人旅行用

**国内旅行傷害保険加入のお勧め**

より快適なご旅行をしていただくために、また、参加者の皆様も旅行期間中安心してお過ごしになれますよう、ご旅行中の万一の事態に備え、安心が得られる国内旅行傷害保険へのご加入をおすすめしております。ぜひ、保険にご加入をご検討下さい。

**●保険料および保険金額表**

保険料	500円	1,000円	1,000円	1,500円
保険期間	1泊2日まで		3泊4日まで	
タイプ	AA22	AA23	AA43	AA44
保険期間	584万円	971万円	815万円	847万円
入院保険金日額	6,000円	12,000円	12,000円	12,000円
通院保険金日額	3,500円	6,000円	6,000円	7,000円
賠償責任(※1)	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
携行品(※2)	5万円	20万円	10万円	40万円
救護者費用	50万円	50万円	50万円	100万円

(※1) 賠償責任の自己負担額なし (※2) 携行品の自己負担額3,000円

**●こんなとき、お役に立ちます**



傷害・死亡・後遺障害、入院、通院  
 (賠償責任) (携行品)

**お申込み・お問い合わせは**

名鉄観光の“たび”保険は、名鉄観光の最寄りの営業所にお申し込みください。

名鉄観光 〒450-8577 名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号  
 ホームページアドレス: <http://www.mwt.co.jp/index.shtml>

**国内旅行傷害保険の概要**

補償項目	お支払いの対象となる場合
死亡保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故発生日から180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
後遺障害保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故発生日から180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
入院保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、入院された場合、事故発生日から180日以内の入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。
手術保険金	国内旅行行程中の事故によるケガの治療のために事故発生日から180日以内に病院または診療所において手術を受けた場合、次の額をお支払いします。ただし、1事故に起因する傷害について1回の手術に限りです。 ①入院中に受けた手術 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術 入院保険金日額×5
通院保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、通院された場合、事故発生日から180日以内の通院日数1日につき90日を限度として通院保険金日額をお支払いします。
賠償責任(特約)	国内旅行行程中に誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできる場合があります。
携行品(特約)	国内旅行行程中の偶然な事故により携行品に損害が生じた場合、携行品保険金額を限度として、時価額または修繕可能な場合は修繕費(ただし、時価額を上限とします。)をお支払いします。なお、1回の事故につき、3,000円は自己負担となります。(携行品1個、1組、1対については10万円限度、現金・宿泊券・乗車船券等は合計で5万円限度です。)
救護者費用(特約)	国内旅行行程中に以下の事由が生じた場合に、救護者費用保険金額を限度として捜索救助費用(ピッケルなどの登山用具を使う山岳登山中の遭難を除きます。)、現地への交通費、宿泊料、移送費用、諸雑費(3万円まで)等をお支払いします。 ①搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②事故により緊急な捜索・救助活動が必要なが警察などにより確認された場合 ③事故によるケガのため事故発生日から180日以内に死亡または継続して14日以上入院された場合

**保険金をお支払いできない主な場合**

- 故意、重大な過失、自殺行為、闘争行為(ケンカ)、無免許運転、酒気帯び運転などによるケガ
  - 地震、噴火、津波によるケガ
  - 戦争、内乱、暴動などによるケガ(※)
  - 脳疾患、疾病、心神喪失などによるケガ
  - ピッケルなどの登山用具を使う山岳登山、リュージュ、ホブスレー、スカイダイビングなどの危険な運動によるケガ
  - 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
  - 借用物の損害に対する賠償責任
  - 携行品の置き忘れ、紛失、外観のみの損傷
  - 救護者費用の場合、保険金受取人の故意または重大な過失による事故やピッケルなどの登山用具を使う山岳登山などの危険な運動中の事故など
- (※)「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が付帯されているため、テロ行為によるケガ・損害賠償責任などは除きます。

●このリーフレットは「国内旅行傷害保険」の概要をご紹介します。詳細は保険約款になりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がございましたら名鉄観光サービス課または朝日火災にご照会ください。

名鉄観光サービス課は、朝日火災との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の徴収、保険料徴収証の交付、ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、名鉄観光サービス課との間で有効に成立したご契約は、朝日火災と直接ご契約されたものとなります。

幹事会社  
**朝日火災海上保険株式会社**  
 名古屋支店 〒460-0003 名古屋市中区錦2-19-6 TEL 052-231-4461(代表)  
 ホームページアドレス: <http://www.asahikasai.co.jp/>  
 損害保険ジャパン日本興亜・東京海上日動・三井住友海上・AIU

**国内旅行傷害保険をご加入の皆様へ**

**重要事項のご説明**

保険契約についての重要な事項が記載されておりますので、内容を十分ご確認ください。本書面はご契約に関するすべての内容を記載してはおりません。詳細は「保険のしおり」に記載しておりますので、ご希望の方はお申し出ください。また、ご不明な点につきましては、名鉄観光サービス課または朝日火災までお問い合わせください。

**I 国内旅行傷害保険 契約概要のご説明**

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

**1. 商品の仕組みおよび引受条件等**

(1) **商品の仕組み**  
 国内旅行傷害保険は、日本国内において旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方(以下「被保険者」といいます。)がおケガをされたときに保険金をお支払いいたします。また、賠償責任・携行品・救護者費用等の損害を特約で補償いたします。

(2) **補償内容**  
 ① **主な支払事由(保険金のお支払い対象となる事故)**  
 上記の「国内旅行傷害保険の概要」に記載の「お支払いの対象となる場合」をご覧ください。  
 ② **主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)**  
 上記に記載の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

(3) **付帯している主な特約とその概要**  
 付帯している特約については、上記の「国内旅行傷害保険の概要」に記載の「お支払いの対象となる場合」をご参照ください。

**2. 保険料**

保険料は保険金額、保険期間などによって決まります。実際にご加入いただくにあたっての保険料は表面に記載の「保険料および保険金額表」でご確認ください。

(4) **自動付帯される特約について**  
 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」(テロ行為全般を補償の対象とする特約)、「賠償事故解決に関する特約(国内旅行傷害保険特約用)」, ゴルフ・カートによる賠償責任補償特約(国内旅行)が、この保険契約に自動付帯されます。

(5) **保険期間(保険のご契約期間)**  
 保険期間は旅行の期間にあわせて設定します。

(6) **引受条件(ご契約金額等)**  
 ご契約金額(保険金額)については、次の点にご注意ください。実際にご加入いただくにあたってのご契約金額は、上記に記載の「保険料および保険金額表」でご確認ください。  
 ○死亡・後遺障害保険金額は、被保険者の年齢・年収などに応じた引受の限度額があります。特ご被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する被保険者の同意がない場合にはご注意ください。  
 ○入院保険金、通院保険金はそれぞれ他の補償項目のご契約金額との関係で上限が定められます。

**3. 保険料の払込方法について**

保険料は、ご加入時に全額を現金でお払込みください。

#### 4. 解約返れい金および満期返れい金・契約者配当金の有無

- ①ご加入を解約される場合は、名鉄観光サービス㈱までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳しくは名鉄観光サービス㈱または朝日火災までお問い合わせください。
  - ②この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ※ご旅行にご参加できない場合は、お申込み済保険料を全額返金いたします。

#### II 国内旅行傷害保険 注意喚起情報のご説明

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

#### 1. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- (1)告知義務について  
ご加入時に保険会社に危険に関する重要な事項（告知事項）を正確に申し出ていただく義務（告知義務）があります。特に被保険者の生年月日または満年齢、他の保険契約等について、ご加入時にお申し出いただいた内容が事実と異なっている場合や、事実をお申し出いただけない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- (2)死亡保険金受取人の指定について  
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご契約をされた場合、保険契約は無効となります。

#### 2. 保険責任開始期と終期

- (1) 保険責任は、保険期間の初日の午前0時以降、旅行の目的をもって住居を出発した時に始まり、末日の午後12時（ただし、住居に帰着した時）に終わります。
- (2) 保険料は、ご加入およびご契約の変更と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、名鉄観光サービス㈱が保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできません。

#### 3. 主な免責事由（保険金をお支払いできない主な事由）

表面に記載の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

#### 4. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料はご加入と同時に支払ってください。

#### III その他ご注意くださいこと

##### 1. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

##### 2. 事故が起こったときの手続き

- (1) 事故の通知  
①この保険で補償される事故が生じた場合は、すみやかに名鉄観光（取扱代理店）または朝日火災に事故の内容およびご加入内容等をご連絡ください。事故発生日から30日以内にご連絡がないと、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので弊にご注意ください。  
②旅行品損害の補償を受ける方は、旅行品の盗難の場合は警察署に届け出てください。また、これに加えて小切手の盗難のときは振出人および支払金融機関、乗車券等の盗難のときはその運送機関（宿泊券の盗難のときはその宿泊施設）または発行者にも各々届出が必要です。これらの届出がない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- (2) 朝日火災にご相談いただきたいこと  
法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前朝日火災へご相談ください。なお、あらかじめ朝日火災の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払った場合には、保険金をお支払いできないことがありますので弊にご注意ください。  
賠償責任危険補償特約をセットした場合、日本国内において発生した賠償責任危険補償特約のお支払い対象となる事故については、朝日火災が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスの提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談代行サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。  
①被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合  
②被保険者が正当な理由なく朝日火災への協力を拒んだ場合  
③損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

##### (3) 保険金の請求

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、次の書類などをご提出いただく場合があります。  
・事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類  
・被保険者（保険の対象となる方）または保険の対象であることを確認するための書類

ご加入者以外に被保険者（保険の対象となる方）がいいらっしゃる場合には、その方にもこの書面に記載した内容をお伝えください。

#### ご加入内容の確認事項

#### ～お申し込みいただく前にご確認ください～

本確認事項は、お客様が今回お申し込みされる保険契約について、ご希望を満たしたご契約となっていること、保険契約加入依頼書の内容が正しく記載されていることを確認させていただくものです。お手数ですが、「国内旅行傷害保険ご加入のおすすめ」および「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」やこの「リーフレット」を参照しながら、保険契約加入依頼書に記載された内容について再度ご確認ください。お申し込みいただきますようお願いいたします。

#### 【ご確認ください事項】

- ①補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
- ②補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）や特約の内容
- ③保険金額（ご契約金額・加入タイプ）
- ④旅行期間に応じた適切な保険期間（ご契約期間）の設定
- ⑤お支払いいただく保険料・払込方法
- ⑥保険契約加入依頼書等の記載内容（被保険者の氏名・生年月日または満年齢等）
- ⑦重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容

#### 5. 解約と解約返れい金

ご加入を解約（解除）される場合には、名鉄観光サービス㈱にご通知ください。解約の条件によっては、保険料を返還させていただくことがあります。また、一定の条件を満たす場合には、被保険者からのお申し出によりご契約を解除できる制度があります。詳しくは名鉄観光サービス㈱または朝日火災までお問い合わせください。

#### 6. 保険会社が破綻した場合等のお取扱いについて

引受保険会社が経営破綻した場合等には、保険金、解約返れい金のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金、解約返れい金の80%（ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%）までが補償されます。

#### 7. クーリングオフ（契約申込みの撤回等）について

この保険の保険期間は1年以下であることから、ご契約のお申し込み後にご契約の撤回または解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

#### お客様に関する情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報、名鉄観光サービス㈱が保険加入手続き等のためにご利用するほか、朝日火災（引受保険会社）が引受の審査、本契約の履行、朝日火災（引受保険会社）および提携先企業が引受商品・各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。詳しくは朝日火災海上保険株式会社のホームページ（<http://www.asahikasai.co.jp/>）をご覧ください。ご加入の前これら個人情報の取扱いにご同意のうえお申し込みください。

- ・傷害または疾病の程度を証明する書類
- ・被害が生じた物の価額や修理等に要する費用を確認できる書類
- ・朝日火災が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・公の機関や関係先への調査のために必要な書類

なお、保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

##### (4) 代理請求人制度

この保険では、高度障害状態等の事情により被保険者が保険金を請求できない場合で、かつ、保険金のお支払いを受けるその被保険者の代理人がいないときに、その被保険者と同居する配偶者の方等がその事情を示す書類をもってその旨を朝日火災に申し出て、朝日火災の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができる代理請求人制度があります。方がある場合に備えて、ご家族の方にも保険にご加入していることおよび加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただけますようお願いいたします。

#### 朝日火災への保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

朝日火災への保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、下記「お客様相談センター」にご連絡ください。

フリーダイヤル 0120-115-603（受付時間：平日の午前9時～午後5時）年末年始を除く

#### 朝日火災との間で問題を解決できない場合には

朝日火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。朝日火災との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

#### 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル 0570-022808（受付時間：平日の午前9時～午後5時）年末年始を除く  
詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

#### 事故の受付は

事故が起こった場合には、名鉄観光サービス㈱または朝日火災へご連絡ください。なお、下記「事故受付ホットライン」でも事故の受付・ご相談を承っております。

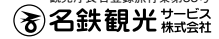
フリーダイヤル 0120-120-555（受付時間：24時間 365日）



# ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

観光庁長官登録旅行業第55号

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。



## 1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、名鉄観光サービス株式会社（愛知県名古屋市中村区名駅西2丁目14番19号、観光庁長官登録旅行業第55号、以下「当社」といいます。）が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 「国内旅行」とは、本邦内みの旅行をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は以下の条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当社旅行業約款 募集型企画旅行契約の部によりします。
- (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供を運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

## 2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1) 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された受託旅行業者の営業所（以下併せて「当社」といいます。）にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、(5)の申込金を添えてお申込みください。
- (2) 当社では、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内(1)の申込み手続を、別途パンフレット等に定めるところによりします。
- (3) お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4) お客様が(2)の期間内に申込金を提出しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (5) お申込みの際、おひとりで旅行につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。

区 分	申込金（おひとり）
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

- この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによりします。
- (6) ウェイティングの取扱いについての特約  
当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。  
(ア) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイティング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。  
(イ) 当社は、前(ア)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。  
(ウ) 旅行契約が当社が前(イ)より、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時（ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時）に成立するものとします。  
(エ) 当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。  
(オ) 当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様がウェイティングの取扱いを解除する旨の申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申し出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいたしません。

- (7) 当社は、(6)のお待ちいただける期間までにお客様と連絡がとれなかったときは、予約がなかった場合であっても、当該予約を取り消すことがあります。この場合、預り金を全額払い戻しいたします。
- (8) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有するものとみなします。契約責任者は、当社から定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社には、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 3. お申込み条件

- (1) お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
- (2) 旅行開始時点で15歳未満の方は、親権者の方のご同行を条件とさせていただきます場合があります。
- (3) 特定旅客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他が、当社の指定する条件に合致しない場合はお申込みをお断りする場合があります。
- (4) 健康を書いている方、車椅子などの器具をご利用になっている方や身障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれら状態になった場合は直ちに申し出ください）。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。
- (5) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに対応します。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお話し、又は書面でお断りしていただくことがあります。
- (6) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきます。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。
- (7) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は加療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- (8) お客様のご都合により別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件によりお受けすることがあります。
- (9) お客様のご都合により旅行の行程が変更される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必須です。
- (10) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることがあります。

- (1) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (2) お客様が当社に対して暴力又は不当な要求行為を行った取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いた行為を行なった場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (3) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (4) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

## 4. 契約書面及び確定書面（最終日程表）の交付

- (1) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容及び当社の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお客様にお渡しします。なお、この条件書及びパンフレット等、お支払対象旅行代金の確定証、確定書面（最終日程表）は契約書面の一部となります。
- (2) 確定した旅行日程、航空機の便名、列車名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面（最終日程表）を速くご旅行開始日の前日までに当社の営業所に、旅行開始日の前日までに当社の営業所に、旅行開始日までに当社の営業所に、お申し込みがなされた場合には、旅行開始日までに当社の営業所に、お申し込み期日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- (3) 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面（最終日程表）に記載するところに特定されます。

## 5. お支払対象旅行代金

- (1) 「お支払対象旅行代金」（以下単に「旅行代金」といいます。）とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と(ア)「追加代金」の合計から(イ)「割引代金」を差し引いた額をいいます。「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額を算出する際の基礎となります。
- (2) 「追加代金」、「割引代金」とは、当社がパンフレット等に明示した以下のものをいいます。  
(ア)追加代金  
a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合には1部屋を使用される場合の追加代金  
b. ホテル又はお客様の等級アップ等の「アップグレード」追加代金  
c. 「グリーン車追加代金」等と称する列車、航空機等の使用座席の等級変更による追加代金  
d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」等の変更のための追加代金  
e. 「延泊プラン」等と称する延泊のための追加代金  
f. その他「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金  
(イ)割引代金  
a. 「パンフレット割引代金」等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金  
b. 「子供割引代金」等年齢その他の条件による割引代金  
c. その他「○○割引代金」とパンフレット等に記載した割引代金

## 6. 旅行代金のお支払

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に全額お支払いただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによりします。

## 7. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。  
(ただし、旅行日程に「お客様負担」と記載したものを除きます。)  
(イ) 航空運賃及び船舶・鉄道運賃等（コースにより等級が異なります。）  
(ロ) バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金  
(ハ) 宿泊代金及び船・車・バス・タクシー料  
(ニ) 食事代金及び船・車・バス・タクシー料  
(ホ) 団体行動中の心付け  
(ヘ) 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金  
(コ) その他「パンフレット等」で含まれる旨を明示したものです。  
(2) (1)の諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

## 8. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

- 第7項の他は含まれません。その一部を例示します。  
(ア) 自宅から集合・解散場所までの交通費、宿泊費等  
(イ) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超過する分について）  
(ロ) クリーニング代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等のチップ、その他追加料金等個人の性質の諸費用、及びこれに伴う税・サービス料  
(ニ) 傷害・疾病に関する医療費等  
(ホ) 「オプションツアー」等と称し、現地で希望者のみを募って実施する小旅行等の代金  
(コ) 「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金  
(ク) 空港施設使用料（パンフレットに明示した場合を除きます）

## 9. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の都合に生じ得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらがわず速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係をご説明して、旅行サービスの内容及び当社の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急事態においてやむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

## 10. 旅行代金の額の変更

- 当社は、旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。  
(ア) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変動等により通常想定される程度を大幅に超過して改訂されたときは、その改訂差額を旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以内に当社の営業所に「お客様」に通知します。  
(イ) 当社は、(ア)の定める適用運賃・料金の減額がなされる場合は、(ア)の定めるところにより、その減少額を旅行代金を減額します。  
(ロ) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額を旅行代金を減額します。  
(ハ) 第9項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われるにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備が不足したとき（いわゆるオーバーブッキング等）による変更の場合を除き、当社はその変更差額を旅行代金を変更します。  
(コ) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が増える旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任を発生させたことにより当該利用人数が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更します。

## 11. お客様の交代

- (1) お客様は、当社との承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料（おひとりにつき10,000円・税別）と共に当社にご提出していただきます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。

## 12. お客様の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社らの営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でご確認ください。  
(ア) (イ)に掲げる旅行契約以外のコース
- | 解除 期 日   | 取 消 料（おひとり） |
|--|-------------|
| イ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日（日曜日旅行については10日）に当たる日以降8日目に当たる日まで | 旅行代金の20%    |
| ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降前々日に当たる日まで                | 旅行代金の30%    |
| ハ. 旅行開始日の前日  | 旅行代金の40%    |
| ニ. 旅行開始日当日   | 旅行代金の50%    |
| ホ. 無連絡不参加及び旅行開始後   | 旅行代金の100%   |

- (イ) 貸切船舶を利用するコース  
当該船舶に係る取消料の規定により（パンフレット等に記載します。）
- (2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。  
(ア) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであることに限りします。  
(イ) 第10項(ア)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。  
(ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。  
(エ) 当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日（旅行開始日の前日までに、ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日）までにて確定書面（最終日程表）を交付しなかったとき。  
(オ) 当社の責に帰すべき事由により、旅行開始日に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。  
(3) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。  
(4) 旅行契約成立後、お客様の都合によりコース又は出発日を変更された場合は、取消後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

## 13. お客様の解除権（旅行開始後）

- (1) 旅行開始後において、お客様の都合により旅行契約を解除又は一階乗降をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。  
(2) お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払ったこれらを支払う取消料、違約料その他のの名目による費用を差し引いて払い戻します。

## 14. 当社の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様が第6項に定める期日までに旅行代金のお支払がないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第12項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。  
(2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。  
(ア) お客様が、当社があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。  
(イ) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。  
(ロ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがある当社が認めるとき。  
(ニ) お客様が旅行内容に関し合理的な理由を越える負担を求めたとき。  
(ホ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。  
(コ) お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日（日曜日旅行については3日）に当たる日より前に、旅行の中止を通知します。  
(ク) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれ極めて大きいとき。  
(ケ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。  
(3) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）から違約料を差し引いて払い戻します。  
(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。

## 15. 当社の解除権（旅行開始後）

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。  
(ア) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。  
(イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者により当社の指示への違背、これらの者又は同行その他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。  
(ロ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。  
(ニ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。  
(2) 解除の効果及び払戻し  
(ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。



(イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

## 16.旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第10項、第12項、第13項(2)、第14項及び第15項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が決定したときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定は第20項又は第24項で規定することにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 17.契約解除後の帰路手配

当社は、第15項(1)(ア)又は(イ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の発着地、解放地等に帰るための必要な旅行サービスの手配を引き受けまます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

## 18.旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努力します。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができずにおそれがあると思われるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。
- (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかつともなることをよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めます。この場合、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。
- (2) 当社が、旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している集合場所を出発(集合)してから、当該解散場所に着き(解散)するまでとなります。ご自宅から集合・解散場所までの間を、航空機又は列車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合は、当社では可能な限りこの手配に努めますが、この部分は当社と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。
- (3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を行なうもの(以下「手配代行者」といいます。)が行います。
- (4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地在場のお客様(現地係員又は手配代行者等)を含みます。この連絡先を最終日程表に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により医療を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これら当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

## 19.当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していたくときは、自由行動時中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員又は手配代行者等)を含みます。)の指示に従ってください。指示に従わずに団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施が阻害される場合は、旅行の途中でなくてもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

## 20.当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被った損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (2) お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらに生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらに生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (エ) 自由行動中の事故
- (オ) 食中毒
- (カ) 盗難
- (キ) 運送機関の遅延・不運・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

## 21.特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を受けたときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金の額は、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、入院見舞金として入院日数により2万円～2万円、死亡補償金として、1,500万円です。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品に損害を被ったときは、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条第2項に定める品については補償しません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスクイッドダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽自動車(モーターハンググライダー、マクロライド機、ウルトライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。

- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいしません。また、お客様が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく離脱したときは又は復帰の予定なく離脱したときは、離脱のときから復帰までの間又はその離脱したときから後は募集型企画旅行参加中とはいしません。
- (4) (1)の傷害・損害については、第20項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。
- (5) 当社が(1)による補償金支払義務と第20項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

## 22.オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を取って実施する募集型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます。)のうち、当社が旅行企画・実施するもの第21項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社が旅行企画・実施するオプションツアーは、パンフレット等に「旅行企画・実施(又は名鉄観光サービス)」と明示します。
- (2) オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の旅行会社である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありまません。
- (ア) お申込みは原則として現地となり、お支払も現地となります。
- (イ) 契約はオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されまません。
- (ウ) 契約の成立は、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が承諾したときに成立します。
- (エ) 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等に確認してください。
- (オ) 当社以外がオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (3) 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第21項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。
- (4) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等をお客様のご覧いただけます。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

## 23.旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金に右欄記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の(ア)(イ)(ウ)(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
- (ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が次によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生した(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)。
- a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変  
b. 戦乱  
c. 暴動  
d. 官公署の命令  
e. 欠航、不運、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止  
f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供  
g. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置  
h. 第20項の規定に基づく当社との責任が明らかであること。  
(ウ) 第12項、第13項、第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であること。  
(エ) パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。

当社が変更補償金を支払う変更	変更 お支払い対象旅行代金 補償金の額 1件につき下記の率	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます。)その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便と乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨前各号に掲げる変更のうち契約書面のアータータイプに記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるものを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3) 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものがある場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4) 第4号に掲げる変更運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高4のものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5) 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車前等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車前等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6) 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金の15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合には、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
- (4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第20項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

## 24.お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社に損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものも認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

## 25.通信契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、所定の広票への[会員の署名名なくして旅行代金の支払いを受けること] (以下「通信契約」といいます。)を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込みを受けられる場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を有する加盟店と契約がないときや、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。(受託旅行会社により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。所定の広票に会員の署名を付したクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときは、旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。
- (ア) 通信契約の申込みの際、会員は申込みしうとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾したときに成立し、それ以外の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。
- (ウ) 通信契約の「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行す日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

## 26.その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等に依頼された場合はそれに伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注視による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買物の際にはお客様の責任で購入していただきます。
- (3) 当社はいかなる場合でも旅行の再実施いたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイル・サービスを受けられる場合があります。マイル・サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であったマイル・サービスが受けられなくなるときでも、理由のいかなるかを問わず、当社は第20項(1)の責任を負いません。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

## 27.旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

## 28.弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過から当該契約に關し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払を受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような事象が生じた場合で、上記の一定の弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

## 29.個人情報の取扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「販売店」欄記載の受託旅行者(以下「販売店」といいます。)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供サービスの手配及び受領のため手続き上利用させていただきます。ほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
- (2) 当社及び販売店が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただきます。
- (3) 当社は、旅行先でのお客様の買物等の便宜のため、お客様の個人データを免税品店等の事業者へ提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号、搭乗航空便名に係る個人データを、電子的方法等で送付することにより提供いたします。なお、お客様の個人情報の個人データの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申し出ください。
- (4) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページ(<http://www.mwt.co.jp>)でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。

# とけいだい まち つなげよう時計台の街から

さくし ぜんどう なかま  
作詞：全道のきょうされんの仲間たち

ほ さく いた や  
補作：板谷みきよう

さつきよく いた や  
作曲：板谷みきよう

## 1. ようこそ こんにちは時計台の街

き ぼう ゆめ お  
希望を夢で 終わらせない

できないことは あせらないで

こえ あつ  
声を集めて まとめてみたい

さあ これから

ひとり ため ひとり ため  
※一人はみんなの為に みんなは一人の為に

どこ な ひと い  
何処かで泣いている人の居ること

わす いない い  
忘れないうで生きて行こう

## 2. さよなら じゃあまたアカシアの街

ゆめ あこが お  
夢を憧れで 終わらせない

できないことは あきらめないで

え がおわす しん  
笑顔忘れず 信じてみたい

そう これから

※くり返し

